

教育医学「投稿規程」

（投稿資格）

本誌への投稿資格は、日本教育医学会会員とする。

ただし、編集委員会が必要と認めた場合には、会員以外にも投稿を依頼することができる。

（論文の種類）

論文の種類は、総説、原著、資料、事例研究、実践報告とする。

（論文の採否と掲載）

論文は査読を行う。

論文の採否は査読者の評価を参考にし、編集委員会において決定する。

受理論文の掲載巻号は編集委員会において決定する。

（用紙ならびに原稿規定）

用紙は原則としてA4サイズとする。

投稿論文は原則として文書作成ソフト Word により作成した原稿とする。

用紙の左側余白に行番号を付し、ページごとに振り直しをする。

和文原稿の場合には字数 40 字×40 行とし、英文原稿の場合にはダブルスペース印字とする。

原著、資料、事例研究の和文原稿には 200 語以内の英文抄録を付ける。また、同種の英文原稿にも 200 語以内の和文抄録を付ける。英文原稿及び英文抄録は原則として英文チェックを受けたものを投稿すること。

投稿に際しては、図表を含めた本文原稿 1 編とそのコピー 1 編の計 2 編を郵送にて送付する。また、PDF 化した電子原稿をメールにて送付する。

論文受理決定後に提出する最終原稿と図表は、本文原稿 1 編と電子媒体を郵送にて送付する。

（執筆規定）

1. 表紙：論文の表紙には表題、執筆者名、所属および連絡先とその英訳を記入する。
2. キーワード：原著、資料、事例研究は 5 個以内の日本語と英語のキーワードを付ける。ただし、英文原稿の場合は英文のみとする。
3. 句読点は「,」「.」とする。
4. 書体、数字、単位：書体は楷書、横書き、新仮名づかいとする。数字はアラビア数字とし、単位は（例）mm, cm, km, ml, l, sec, °C等とする。
5. 図表：図表の説明は和文または英文とする。図表の挿入箇所は原稿右側欄外に朱書きして指定する。論文受理決定後に提出する最終原稿に添付する図表（写真を含む）はモノクローム印刷に耐え得る鮮明な元原稿（元データ）とする。特殊製版を希望する場合も同様とする。
6. 文献：文献はアルファベット順に整理して本文の最後に一括し、次の形式とする。欧文文献の著者名は姓を先に、名（頭文字のみ）を後に書き、最後の著者の前に and を入れる。本文中への文献の記載は文献番号を文中の適切な箇所に半角上付き文字（片括弧閉）で表記する。

1) 雑誌：著者名（西暦発行年）：表題，雑誌名，巻（号），頁一頁.

(例) 1) 山田一郎，田中次郎，中山三郎（1991）：〇〇〇の研究，教育医学，36(4)，234-241.

(例) 2) Yamada I, Tanaka J and Nakayama S. (1991): Study of 〇〇〇. J.Educ. Health Sci. Med., 36(4), 234-246.

2) 著書：著者名（西暦発行年）：論題，「書名」（編著者名），頁一頁，発行所，発行地.

(例) 1) 山田一郎(1991)：「〇〇〇の研究」，234-243，名古屋出版，岐阜.

(例) 2) 山田一郎(1991):教育医学の歴史，「〇〇〇の研究」（山田次郎編），234-243，名古屋出版，岐阜.

3) 訳本：著者名（西暦発行年）：書名（訳者名），頁一頁，発行所，発行地.

(例) Napoleon W. (1977):「幼児の運動」（友成久徳訳），31-46，ベースボール・マガジン社，東京.

(掲載料金)

掲載料金は，本文，図表を含めて刷り上り1頁4,000円とし，執筆者が負担する.

ただし，図表，写真など特殊製版を要した時には実費を執筆者が負担する.

学会依頼論文は学会負担とする.

(別刷)

別刷必要部数は，初稿原稿の表紙上方に朱書して申し込む.

別刷の費用はすべて申し込み者負担とする.

学会依頼論文の別刷りは，50冊に限り学会負担とする.

(校正)

校正は原則として初校に限り執筆者が行う. 再校以降の校正は編集委員会で行う.

(著作権)

掲載論文の著作権は本学会に帰属する.

本誌に掲載された論文が第三者の著作権を侵害する場合には，執筆者がその責任を負うものとする.

(倫理)

1. ヒトを対象とした研究は，ヘルシンキ宣言の趣旨に準拠して倫理的配慮のもとに実施するものとする.

2. 疫学研究や臨床研究は，「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」及び「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」に準拠するものとする.

3. 個人情報の取得は，原則として，直接本人の承諾した利用目的の範囲に限り行うことができる. 取得した個人情報は，法令に基づくものを除き，本人の事前の承諾なしに第三者に提供してはならない. 個人情報の管理にあたっては，常に正確な情報を維持し，本人又は代理人からの開示，訂正，利用停止等の請求があった場合には可能なかぎり迅速に対応する.

4. 医学研究など研究内容によって関係機関の倫理審査委員会の承認書及び被験者の同意書（原文）の提出を求めることがある.

(原稿送付先と連絡先)

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部保健体育講座内
日本教育医学会事務局 宛
T e l < 0 5 8 > 2 9 3 - 2 2 8 5
e-mail : kasuga@gifu-u.ac.jp

<附則>

1. 本規程は総会の決議により改廃することができる。
2. 本規程は昭和 59 年 9 月 1 日より発行する。
3. 本規程は昭和 63 年 8 月 5 日に改訂。
4. 本規程は平成 3 年 8 月 2 日に改訂。
5. 本規程は平成 7 年 8 月 5 日に改訂。
6. 本規程は平成 16 年 8 月 7 日に改訂。
7. 本規程は平成 19 年 8 月 4 日に改訂。
8. 本規程は平成 20 年 8 月 8 日に改訂。
9. 本規程は平成 22 年 8 月 7 日に改訂。